

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
株式会社イントランス
代表取締役社長 上 島 規 男

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月24日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 3階「Room B」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
◎代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度からの金融危機の影響等で大変に厳しい状況から始まりましたが、国内外の経済対策やアジアを中心とする海外経済の回復などにより、年度後半には景気の悪化に底打ち感が見られてきました。

しかし、厳しい雇用・所得環境やデフレ圧力などの懸念材料も多く、依然として先行きは予断を許さない状況で推移しました。

当社が属する不動産業界は、金融危機の影響等による金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢に大きな変化はなく、不動産売買取引は依然として低調に推移しております。また、投資用不動産については、空室率が上昇していることから、厳しい事業環境が継続しておりますが、一方では、マーケットにおいて良質な投資用不動産に品薄な状況が表れ始め、徐々に期待利回りの低下が見られるなど、不動産価格に底打ち感のある状況となりつつあります。

このような状況下、当社は、事業法人や個人投資家のニーズに適した比較的小規模で良質な物件への取り組みと売買仲介業務等のフィービジネスに鋭意注力するとともに、役員報酬の減額や人員の削減、本社事務所の移転等による固定費の圧縮に努めてまいりました。

しかしながら、売買仲介業務における成果が徐々に見られるものの、物件の取得・売却には至らず、また、販売用不動産について125,473千円のたな卸資産評価損を計上するなど業績は低調に推移しました。

これらにより、当事業年度の売上高は143,220千円(前年同期比96.2%減)、経常損失は398,943千円(前年同期は経常損失1,474,028千円)、当期純損失は420,308千円(前年同期は当期純損失1,635,499千円)となりました。

事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

プリンシパルインベストメント事業におきましては、新たな物件の売却に至らなかったことにより売上高は116千円(前年同期比100.0%減)となりました。

(ソリューション事業)

① 賃貸管理事業におきましては、バランスシートのスリム化を優先し、賃料収入のある販売用不動産の期中平均保有数が前年同期に比べ減少したことにより売上高は25,747千円(同86.5%減)となりました。

- ② プロパティマネジメント事業におきましては、管理物件数は増加したものの大規模工事の受注が減少したことにより売上高は81,627千円(同18.2%減)となりました。
- ③ コンサル事業におきましては、賃貸仲介事業を縮小したものの、当事業年度より取組み始めた売買仲介事業において一定の成果があったことにより売上高は35,728千円(同2.1%増)となりました。
これらによりソリューション事業の売上高は143,103千円(同56.1%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は5,418千円であり、その主なものは、本社事務所の移転に伴う内装・什器等の本社設備の取得であります。なお、併せて旧本社事務所の設備7,482千円を除却しております。

(3) 資金調達の状況

平成21年6月30日付で、フィンテック グローバル株式会社およびフィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号から第三者割当増資の払込み77,864千円を受けました。

(4) 対処すべき課題

① プリンシパルインベストメント事業の基盤強化

現状の不動産業界は、金融機関の不動産関連融資に対する厳格姿勢および不動産売買取引の流動性の低下等により、厳しい事業環境が継続しておりますが、一方では、個人投資家等による比較的小規模で良質な物件への根強い需要があります。当社は、ハンドメイド型不動産再生事業において、投資家のニーズに合う収益不動産の仕入・再生に特化し、安定した収益基盤を構築してまいります。

② フィービジネスの基盤強化

当社は、第2の収益の柱として、近年成果が上がり始めている不動産売買仲介事業およびプロパティマネジメント事業によるフィービジネスを一層強化してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第9期 (平成18年度)	第10期 (平成19年度)	第11期 (平成20年度)	第12期(当期) (平成21年度)
売上高(千円)	8,986,958	8,200,825	3,776,809	143,220
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,139,415	106,371	△1,474,028	△398,943
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	625,018	61,652	△1,635,499	△420,308
1株当たり当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	10,545.09	960.32	△25,513.22	△6,109.23
総資産(千円)	7,720,579	6,845,369	2,484,138	2,071,273
純資産(千円)	2,116,794	2,127,086	447,919	108,124
1株当たり純資産額(円)	32,971.87	33,132.19	6,951.25	1,444.93

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当社は、平成18年5月31日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割をしております。

(10) 主要な事業内容(平成22年3月31日現在)

事業部門	事業内容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入、購入不動産の価値向上、投資家への売却
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入等

(11) 主要な事業所(平成22年3月31日現在)

本社 東京都渋谷区
支社 愛知県名古屋市中村区

(12) 従業員の状況(平成22年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	9名	15名減	34.0歳	3.0年
女 性	2名	5名減	28.5歳	3.3年
合計又は平均	11名	20名減	33.0歳	3.1年

- (注) 1. 上記従業員数には臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数減少の主な理由は、平成21年9月30日付で、経営合理化の取り組みとして14名の人員削減を行ったことによるものであります。

(13) 主要な借入先(平成22年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	890,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	843,000千円

(14) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成21年6月12日開催の取締役会において、当社とフィンテック グローバル株式会社が保有する経営資源及び情報等を相互に最大限活用し、両社の事業の強化・拡充を図り、企業価値の向上に資する資本業務提携(契約期間 平成21年6月12日から3年間 以後1年間毎自動更新)を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項(平成22年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 256,800株
 (2) 発行済株式の総数 70,403株 (自己株式302株を除く。)
 (3) 株主数 2,431名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
上 島 規 男	26,118株	37.10%
有限会社レアリア・インベストメント	19,000株	26.99%
フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合 第11号	5,670株	8.05%
フィンテック グローバル株式会社	835株	1.19%
高 橋 良 郎	632株	0.90%
堀 紘 一	563株	0.80%
北 村 礼 江	500株	0.71%
秋 元 義 彦	301株	0.43%
野 村 證 券 株 式 会 社	240株	0.34%
樋 口 稔	230株	0.33%

(注) 当社は、自己株式302株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成22年5月14日付で第三者割当の方法により、株式会社A S Oに対して普通株式73,600株を新たに発行いたしました。その結果、発行済株式の総数は144,305株となっております。また、当社は平成22年4月27日開催の取締役会において、当該第三者割当の割当先に対し、平成22年6月24日開催予定の第12回定時株主総会にかかる議決権を付与することを決定いたしました。第三者割当により新株式を取得した株主が、当該定時株主総会において議決権を行使した場合、議決権総数144,003個に占める割合は、以下のとおりとなります。

株 主 名	議決権の数	議決権比率
株 式 会 社 A S O	73,600個	51.11%

3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成22年3月31日現在)

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第一回新株予約権		第二回新株予約権
発行決議日	平成18年3月27日		平成20年6月19日
区分	取締役	監査役	取締役
保有者数(名)	3	1	2
新株予約権の数(個)	634(注)1	36(注)1	960
新株予約権の目的となる株式の数(株)	634(注)1	36(注)1	960
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(円)	30,612 (注)1、2	30,612 (注)1、2	24,565 (注)2
権利行使期間	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記1)	(別記2)

(注) 1. 平成18年5月8日開催の取締役会決議により、平成18年5月31日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」および「権利行使時1株当たりの行使価額」が調整されております。

2. 平成21年6月12日開催の取締役会決議により、平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「権利行使時1株当たりの行使価額」が調整されております。

(別記1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(別記2) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。但し、再承継はできない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 島 規 男	代表取締役社長
常 務 取 締 役	鳥 越 憲 一	常務取締役インベストメント事業部・リテール事業部 管掌兼リテール事業部部長
取 締 役	濱 谷 雄 二	取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長
取 締 役	吉 川 実	取締役インベストメント事業部部長
常 勤 監 査 役	成 田 范	税理士
監 査 役	安 浪 重 樹	公認会計士 フェトン株式会社 社外監査役
監 査 役	徳 田 孝 司	公認会計士 アジア航測株式会社 社外監査役 株式会社星医療酸器 社外監査役

- (注) 1. 監査役安浪重樹氏および徳田孝司氏は平成21年6月23日開催の第11回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役國吉歩氏および光家國彦氏は平成21年6月23日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。
3. 取締役吉川実氏は、平成22年1月31日に取締役を辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。
4. 監査役成田范氏、安浪重樹氏および徳田孝司氏は、社外監査役であります。
5. 監査役成田范氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役成田范氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役安浪重樹氏および徳田孝司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	57,681千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	5,400千円 (5,400千円)
合 計	9名	63,081千円

(注) 支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役2,056千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役安浪重樹氏は、フェトン株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はありません。

監査役徳田孝司氏は、アジア航測株式会社および株式会社星医療酸器の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役成田范氏は、事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

監査役安浪重樹氏は、当事業年度開催の取締役会15回中13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

監査役徳田孝司氏は、当事業年度開催の取締役会15回中11回に出席し、また当事業年度開催の監査役会12回中10回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 締結している責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、同法第423条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の限度としております。

④ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員への報酬等の総額は5,400千円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	14,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、常勤監査役および社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
 - ② コンプライアンスに関する行動指針を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、代表取締役社長およびコンプライアンス担当取締役が、法令および定款、さらには社内規程等を遵守するよう役職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
 - ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムの更なる充実を図る。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 情報の保存および管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存および管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存および管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
 - ② 保存および管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程および企業倫理を遵守する意識を全社的に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。
 - ② 取締役会は、リスク管理委員会と連携を図り、リスク管理を統括する。取締役会は、リスク管理に必要と認める場合に、リスクに対する対応を決定し、指揮することにより効果的なリスク管理を実現する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程を詳細に定め、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。

- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応したビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 会社が小規模であることから、基本的には補助すべき使用人を置く必要はないと判断しているが、監査役の職務の必要状況に応じて監査役会事務局等の補助使用人を置くものとする。
- ② 補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するに当たっては取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会や重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。取締役は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、必要に応じて出席を依頼する。また、会議の開催の有無を問わず、重要事項を随時報告する体制を整備する。
- ② 内部監査人は監査役と連携を図り、内部統制システムの実際の運用状況を監査役に報告する。
- ③ 当社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合には、取締役および使用人は遅滞無く監査役に報告する。
- (7) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- ② 監査役が、会計監査人および内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- ③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,038,971	流 動 負 債	1,120,149
現 金 及 び 預 金	218,315	1年内返済予定の長期借入金	890,000
売 掛 金	577	未 払 金	177,243
販 売 用 不 動 産	1,807,107	未 払 費 用	3,065
前 払 費 用	4,631	未 払 法 人 税 等	2,685
未 収 入 金	3,735	前 受 金	585
未 収 消 費 税 等	3,447	預 り 金	30,985
預 け 金	1,155	預 り 敷 金	10,500
そ の 他	0	賞 与 引 当 金	5,084
固 定 資 産	32,302	固 定 負 債	843,000
有 形 固 定 資 産	10,200	長 期 借 入 金	843,000
建 物 附 属 設 備	6,707	負 債 合 計	1,963,149
工 具、器 具 及 び 備 品	3,492	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,640	株 主 資 本	101,727
ソ フ ト ウ ェ ア	4,592	資 本 金	625,057
電 話 加 入 権	48	資 本 剰 余 金	395,057
投 資 其 他 の 資 産	17,462	資 本 準 備 金	395,057
出 資 金	30	利 益 剰 余 金	△915,911
敷 金	16,231	そ の 他 利 益 剰 余 金	△915,911
差 入 保 証 金	1,200	繰 越 利 益 剰 余 金	△915,911
		自 己 株 式	△2,476
		新 株 予 約 権	6,396
		純 資 産 合 計	108,124
資 産 合 計	2,071,273	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,071,273

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		143,220
売 上 原 価		227,345
売 上 総 損 失		84,124
販売費及び一般管理費		268,851
営 業 損 失		352,976
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	155	
受 取 保 険 金	106	
そ の 他	4	266
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,007	
借 入 手 数 料	8	
支 払 手 数 料	12,100	
株 式 交 付 費	902	
そ の 他	1,215	46,233
経 常 損 失		398,943
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,134	
特 別 退 職 金	4,266	20,400
税 引 前 当 期 純 損 失		419,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,425	
法 人 税 等 還 付 税 額	△460	964
当 期 純 損 失		420,308

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成21年3月31日残高	586,125	356,125	△495,602	△2,476	444,171	3,748	447,919
事業年度中の変動額							
新株の発行	38,932	38,932			77,864		77,864
当期純損失(△)			△420,308		△420,308		△420,308
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						2,648	2,648
事業年度中の変動額合計	38,932	38,932	△420,308	—	△342,443	2,648	△339,795
平成22年3月31日残高	625,057	395,057	△915,911	△2,476	101,727	6,396	108,124

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において現金及び現金同等物が1,149,566千円減少し、当事業年度においても、株式の発行による収入が76,962千円あったものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△369,631千円であったこと等により、現金及び現金同等物が378,042千円減少しました。

このような状況において、返済期限が迫っていた金融機関からの借入金について、金融機関との間で返済条件の変更に関する合意が得られたことにより延滞は生じておりません。また、現時点において今後返済期限を迎える借入金については、返済条件の変更に向けて金融機関と協議を引き続き行っております。

さらに、平成22年5月14日払込期日の第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行により642,975千円の資金調達を行い資本増強による財務基盤の健全化と強化を図りました。

しかし、今後においては、金融機関との返済条件の変更が合意に至らなかった場合、不動産売買取引が低調に推移している状況等の影響により、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合又は売却そのものが困難となった場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

① 借入金返済条件変更の協議

今後返済期限を迎える借入金については、担保設定対象となっている販売用不動産を売却する際に資金回収額が当該借入金額を下回る可能性があるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合や不動産売買取引が低調に推移している影響等により、販売用不動産の売却が予定どおりに進まない可能性もあるため、取引金融機関と緊密な関係を維持し、返済条件の変更に向けて引き続き協議を進めてまいります。

② 収益力の強化

当社の主力事業でありますハンドメイド型不動産再生事業において、増資資金を活用して個人投資家等のニーズに合う収益不動産の仕入れ、再生に特化し、安定した収益基盤を構築するとともに、不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化して、収益力の強化に取り組んでまいります。

③ 新株予約権の行使による資金調達

ハンドメイド型不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、資金需要が増加する場合に備えて平成22年5月14日に発行した新株予約権の行使によって更に資金を調達する予定であります。また、新株予約権の行使については市場価格の状況にもよりますが、行使時期については割当先と協議を進めてまいります。

しかしながら、現時点においては、借入金の返済条件の変更についても金融機関と引き続き協議を進めている途上であり、また計画した販売用不動産の取得や、計画した価格での販売用不動産の売却が不動産売買取引が低調に推移している状況等により予定どおりに進まない可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 6～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	8,000千円
販売用不動産	1,807,107千円
計	1,815,107千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	890,000千円
長期借入金	843,000千円
計	1,733,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,840千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	64,200	6,505	—	70,705

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	302	—	—	302

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

権利行使期間の初日が到来しているものはありませんので、記載を省略しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	667千円
未払不動産取得税	8,920千円
一括償却資産	151千円
販売用不動産	9,010千円
賞与引当金	2,068千円
株式報酬費用	2,602千円
棚卸資産評価損	146,629千円
繰越欠損金	755,945千円
その他	504千円
繰延税金資産小計	926,502千円
評価性引当額	△926,502千円
繰延税金資産合計	一千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	1,566	861	705
ソフトウェア	10,838	6,090	4,747
合計	12,405	6,952	5,452

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2,544千円
1年超	3,158千円
合計	5,702千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	2,692千円
減価償却費相当額	2,480千円
支払利息相当額	230千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

金融商品に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にハンドメイド型不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資については、支出まで銀行預金として保管しており、デリバティブ取引等投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社は、有価証券等の保有、デリバティブ取引および為替変動リスク商品等はありません。

営業債務である未払金は、概ね3か月以内の支払期日となっております。また、借入金については、主にハンドメイド型不動産再生事業資金として調達した資金です。本借入金については、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、経理・総務部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理・総務部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより、流動性リスクの管理を行っております。しかしながら、販売計画の遅延等により、返済期日までに借入金の返済が難しい場合も想定されることから、金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長または返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権は全体的に少額であるとともに、特定の得意先には集中しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	218,315	218,315	—
(2) 売掛金	577	577	—
(3) 敷金	16,231	15,644	△587
資産計	235,124	234,537	△587
(1) 1年内返済予定の長期借入金	890,000	890,000	—
(2) 未払金	177,243	177,243	—
(3) 預り金	30,985	30,985	—
(4) 預り敷金	10,500	10,500	—
(5) 長期借入金	843,000	846,134	3,134
負債計	1,951,728	1,954,862	3,134

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金および(2) 売掛金

現金及び預金および売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、将来の返還見込額を、過去の平均貸借期間およびリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 1年内返済予定の長期借入金、(2) 未払金、(3) 預り金および(4) 預り敷金

1年内返済予定の長期借入金、未払金、預り金および預り敷金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計を、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

2. 満期のある金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,000	—	—	—
合計	8,000	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	—	843,000	—	—	—	—
合計	—	843,000	—	—	—	—

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,444円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 6,109円23銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成22年4月27日開催の取締役会において、株式会社A S Oを割当先とする第三者割当による新株式の発行および第3回新株予約権の発行について決議いたしました。なお、平成22年5月14日に払込が完了しております。

概要

1. 第三者割当による新株式の発行

(1) 発行新株式数	普通株式 73,600株
(2) 発行価額	1株につき 8,300円
(3) 発行価額の総額	610,880,000円
(4) 資本組入額	305,440,000円
(5) 申込期間	平成22年5月14日
(6) 払込期日	平成22年5月14日
(7) 新株の配当起算日	9月30日及び3月31日
(8) 割当先	株式会社A S O
(9) 資金使途	販売用不動産の取得資金、運転資金

2. 第三者割当による第3回新株予約権の発行

(1) 新株予約権の総数	79個
(2) 発行価額	406,278円
(3) 発行価額の総額	32,095,962円
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 39,500株
(5) 調達資金の額	359,945,962円 (内訳) 新株予約権の発行分: 32,095,962円 新株予約権の行使分: 327,850,000円
(6) 申込期間	平成22年5月14日
(7) 払込期日	平成22年5月14日
(8) 割当先	株式会社A S O
(9) 資金使途	販売用不動産の取得資金

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月18日

株式会社イントランス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 慎 二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントランスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は金融機関との借入金に関する返済条件の変更が合意に至らなかった場合、販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合や売却そのものが困難となった場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。よって、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年4月27日開催の取締役会において、株式会社A S Oを割当先とする第三者割当による新株式の発行および第3回新株予約権の発行について決議し、平成22年5月14日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人(新日本有限責任監査法人)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月27日

株式会社イントランス 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 成 田 范 ④
監 査 役(社外監査役) 安 浪 重 樹 ④
監 査 役(社外監査役) 徳 田 孝 司 ④

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

将来の機動的な資金調達を可能とするため、現行定款第5条の発行可能株式総数を256,800株から576,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>256,800</u> 株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>576,000</u> 株とする。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者3名は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	麻生 正紀 (昭和36年9月1日生)	昭和57年4月 小林建築設計事務所入社 昭和59年4月 東京佐川急便株式会社入社 昭和60年5月 株式会社アソー(現 株式会社シルバーライフ)代表取締役(現任) 平成12年12月 上毛燃糸株式会社(現 価値開発株式会社)顧問 平成13年1月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社相談役 平成22年4月 株式会社A S O代表取締役(現任) 平成22年5月 当社顧問(現任)	0株
2	濱谷 雄二 (昭和42年5月13日生)	平成元年4月 住宅流通株式会社入社 平成5年6月 株式会社プラザサービス入社 平成17年5月 当社入社 平成18年6月 当社取締役財務・経理部長 平成20年4月 当社取締役管理本部長兼経理・総務部部长 平成20年10月 当社取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长(現任)	162株
3	太田 孝昭 (昭和23年4月7日生)	昭和48年4月 東京国税局入局 昭和63年5月 太田税務会計事務所(現 OAG 税理士法人)所長 昭和63年5月 株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役 平成3年11月 株式会社ビジョム代表取締役(現任) 平成19年1月 OAG 税理士法人代表社員(現任)	0株

- (注) 1. 麻生正紀氏および太田孝昭氏は、新任候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 3. 麻生正紀氏は、平成22年5月14日付の第三者割当増資の割当先であり、当社の親会社となった株式会社A S Oの代表取締役であります。
 4. 太田孝昭氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者とした理由
 太田孝昭氏は、多数の企業経営者として豊富な経験・知識を持つとともに、税理士業務や内部統制業務にも精通しており、当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンスの強化に資するものと判断し、選任をお願いするものであります。
 6. 太田孝昭氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役成田范氏は任期満了となり、監査役安浪重樹氏および徳田孝司氏は辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	伊藤 雄司 (昭和32年5月21日生)	昭和58年4月 株式会社福岡ミサワホーム入社 昭和59年2月 ミナミ無線電気株式会社入社 昭和60年4月 株式会社アポロ事務機販売入社 平成6年3月 株式会社住建産業入社 平成11年2月 株式会社アポロオフィスシステム入社 平成19年9月 株式会社シルバライフ入社	0株
2	山田 俊昭 (昭和12年6月11日生)	昭和46年4月 山田・名城法律事務所(現任) 平成4年5月 参議院議員(2期)	0株
3	青沼 丈二 (昭和18年11月15日生)	昭和42年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 昭和52年4月 同行ニューヨーク支店 平成2年6月 同行銀座支店長 平成4年9月 シティバンク、エヌ・エイ入行 個人金融本部新宿支店長 平成9年5月 同行個人金融本部営業本部長 平成12年2月 株式会社日本ダイナズクラブ取締役 平成13年6月 シティバンク、エヌ・エイアジア太平洋地域本部リージョナル・ディレクター 平成15年11月 株式会社クレディセゾン戦略本部長 平成16年3月 スタンダード・チャータード銀行コンシューマーバンキング日本代表 平成19年8月 INGダイレクトサービス(INGダイレクト銀行)代表取締役、CEO 平成20年11月 東京女子医科大学・IREILMS教授 平成21年9月 株式会社オウケイウェイヴ社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者全員は、新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由

伊藤雄司氏は、長年にわたる不動産業界での業務経験による豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、山田俊昭氏は、弁護士として長年培われた法律知識・経験等に基づき的確な助言と監査をしていただくため、青沼丈二氏は、長年にわたる金融業界での豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、それぞれ当社社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

5. 監査役候補者全員が選任された場合、当社は全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに三優監査法人を後任の会計監査人として選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	三優監査法人	
事 業 所	(主たる事務所) 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル15階 (その他の事務所) 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島西館14階 愛知県名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル19階 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル2階	
沿 革	昭和61年10月	監査法人三優会計社設立
	昭和62年9月	大阪事務所設置
	平成2年12月	福岡事務所設置
	平成8年3月	三優監査法人に名称変更
	平成8年7月	名古屋事務所設置
海 外 事 務 所 と の 提 携	平成8年1月	BDO Binder BV(現 BDO Global Coordination BV)と 業務提携
概 要	構成人員	平成22年5月1日現在 ・社員(公認会計士) 22名 ・職員 150名 (公認会計士) (48名) (その他監査従事者) (79名) (その他職員) (23名) 計 172名
	監査関与会社	162社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 3階「Room B」
TEL 03-3435-3801



- 交通 J R：山手線・京浜東北線 浜松町駅直結(東京駅から6分)
- モノレール：羽田線 浜松町駅直結(羽田空港第1ビル駅から21分)
- 地下鉄：都営浅草線・大江戸線大門駅B3出口「世界貿易センタービル方面」徒歩3分
- ◎ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。